

# 令和元年度町政懇談会・住民説明会議事録

- 1 日 時 令和元年 11 月 15 日（金）10：00～12：08
- 2 場 所 キャッスルきさい 1 階多目的室（加須市）
- 3 出席者（町側）伊澤町長、金田副町長、橋本教育総務課長、平岩総務課長、大浦復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、舶来健康福祉課長、志賀産業課長、朝田生活支援課長、高橋戸籍税務課長、鈴木秘書広報課長（12 人）

出席者（国側）由良原子力災害現地対策本部副本部長、宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官、師田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、江藤福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室長、長塚福島県避難地域復興課課長、古橋復興庁原子力災害復興班参事官、根本福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室拠点区域連携事業専門官、相原福島地方環境事務所環境再生課専門官、北野内閣府原子力被災者生活支援チーム主査、小林原子力災害現地対策本部主査、栗本内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、野口内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官、木野内閣府廃炉・汚染水対策現地事務所参事官（14 人）

- 4 町民出席者 41 人

- 5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、国との共催により今回お示しする避難指示解除準備区域及び J R 双葉駅周辺等の一部区域の避難指示の解除に関する住民説明会と併せて、関係機関の出席を得て町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

## ○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点の整備については順調に工事が進み、町で整備する産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」の建設も進められており、ともに来年夏頃のオープンを見込んでいる。

また併せて、地元雇用の創出につなげるため、同拠点内に立地いただく企業の誘致を進めているが、現在 11 件、16 社との立地協定締結を行った。さらに 10 数社の企業との協定締結に向けての協議を進めているところ。ぜひとも町内事業者の方々にも中野地区復興産業拠点への立地についてご検討をお願いしたい。

2) 10 月 1 日に駅西地区において安全祈願祭と起工式を執り行った。令和 4 年春頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅 32 戸、集合住宅 56 戸を県が代行して整備し、町民の皆さまの帰還環境整備を進めていく。

3) J R 常磐線双葉駅橋上化及び自由通路新設工事については、令和 2 年 3 月中の常磐線全線開通に合わせ工事が順調に進んでいる。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体については、区域の 555ha 全域での除染・建物解体が進んでいるところ。町としては特定復興再生拠点区域だけを復旧・復興させるということではなく、町内全域の帰還に向けた重要な第一歩であると考えている。まずは特定復興再生拠点区域から町の復興を集中的に進めた上で、今後の工事の進捗を踏まえつつ、引き続き特定復興再生拠点区域の段階的な拡張を国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の農地除染については、羽鳥・長塚地区の一部の耕作再開モデルゾーンで実施されており、下長塚地区の新産業創出ゾーンにおいても農地除染が始まっている。

引き続き、農業再生ゾーン、まちなか再生ゾーンの農地についても、除染を進めるために行政区長及び地権者等と話し合いを行いながら、除染後農地の保全管理に関する体制の構築を図っていく。

また、本年 8 月には宮城県仙台市の株式会社舞台ファームと農業の再生・新興等に関する包括連携協定を締結。今後、舞台ファームとの協働により、双葉町の産業である農業の復興・創造を目指し、地元農業者との連携や新たな販路確保、担い手の育成等に関してさらなる取り組みを行っていく。

6) 寺沢地区に設置される常磐双葉インターチェンジについては、令和 2 年 3 月の供用に向け整備が進められており、完成した際には復興の加速化、一時立ち入りの際の利便性向上に大きく寄与するものと期待している。

インターチェンジへのアクセス道路となる県が整備している復興シンボル軸については、今年度末の常磐双葉インターチェンジ供用開始時には、現在の J R 常磐線杉下踏切を使用しての暫定供用となり、来年夏には国道 6 号より東側の工事箇所が進み、令和 4 年 3 月には J R 常磐線跨線橋が完成し、全線開通となる予定。

#### ○中間貯蔵施設に係る町有地について

昨年は双葉 2 期 1 工区など土壌貯蔵施設用地として約 6.4ha について地上権設定契約、そして約 5.4ha について売買契約を締結した。

町としては、今後とも除去土壌等の県外搬出及び最終処分が確実に履行されるよう、環境省の取り組みを注視するとともに、法令及び協定遵守についてしっかりと国に求めていく。

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、輸送開始から今年 9 月までに各町内保管場を含む中間貯蔵施設全体へ輸送された総量は約 419 万 m<sup>3</sup>。搬出元については、平成 27 年度は県北、県中、浜通りの 20 市町村、平成 28 年度以降は、県北及び双葉町以北の浜通り地方の 15 市町村となっており、環境省では令和 3 年度までには、県内に仮置きされている除去土壌等を概ね搬入完了を目指している。

#### ○生活サポート補助金について

避難されている町民の皆さまの生活を支援するため平成 28 年度から令和 7 年度まで 10 年間の「生活サポート補助金」事業を実施している。平成 29 年度の受給率は 9 月末現在で 90.97%、平成 30 年度は 82.30% となっており、引き続き、受給漏れのないよう

に対応策を講じていく。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

現在、「ふるさと帰還通行カード」が導入され、令和2年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

## 6 国あいさつ概要

昨年7月から現地対策本部という形で福島県浜通りを中心に活動をしている。本日は町政懇談会に、避難指示の解除に関する説明会も兼ねて参加をさせていただいている。

避難指示の解除の関係で、国からもご説明をさせていただきたい。

○浜野、両竹の避難指示解除準備区域について

浜野、両竹の避難指示解除準備区域においては、中野地区復興産業拠点への企業誘致、震災の伝承館、復興祈念公園などの整備が進められている。

○帰還困難区域について

特定復興再生拠点区域という区域設定の計画に基づいて、除染や宅地整備などの環境整備が進められている。

また常磐線についても、全線開通並びに双葉駅の再開を予定しており、これらに対応するために双葉町としては、2022年の春頃の居住開始目標に先立って、来年の3月末までに先行して避難指示を解除する区域の、対象区域の案をまとめていただいている。国としても、その区域を解除していくことが必要であると考えている。

この11月に11カ所で開催をされる住民説明会で町民の皆さまからのご意見をお伺いし、その上で改めて町当局等と相談をして最終的に判断をしてまいりたい。双葉町の復興のために着実に取組みを進めていく。

## 7 説明（住民生活課長、国）

○双葉町避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除について

## 8 懇談

（町民：男性）

損害賠償請求の時効が10年と聞いているが、まだまだ損害賠償請求が終わっていない状態である。また、将来家屋を解体した際に発生した材木は処分できなくなるのではないか。

また、営農組織がない場合は水田の除染ができないと聞いた。舞台ファームと農業に関する包括連携協定を締結したとあったが、水田についてどういうことをやっていくの

か、営農していくのか、耕作していくのか、草を刈っていくのか、どういう企業体なのか伺う。また、今後、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域の除染は行うのか。

(佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官)

原子力損害賠償の請求権の時効については法律によって 10 年となっているので、2021 年 3 月がその 10 年となっている。ただし東京電力ではこれまでも時効を迎えたから一律に機械的に損害賠償の請求を拒否することなく、請求がある限り、その請求に対して対応していくということを申しております。9 月に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会において、改めて時効を迎えたとしても東京電力としては請求について状況を踏まえてしっかり対応するように表明し、先月 10 月下旬にはその旨を文書で公表しているので、時効を迎えたとしても引き続き東京電力は請求について対応すると表明しております。

(江藤福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室長)

家屋を除染した後でやはり家屋を解体をしたいとなった時に処分先が見つからないのではないかとということですが、避難指示が解除されれば一般の処分業者も入ってこられるし、それでも見つからない場合は環境省から産廃業者を紹介するマッチング制度も実施しているのでその時またご相談をしていただきたい。現時点で解体の申請締め切りは設定していないため、解体か除染か迷っている場合には後程個別にお話をきかせてほしい。

(伊澤町長)

水田の除染の件について、耕作再開をできるかできないかということですが、我々としては水田をしっかり元のようにして耕作していただくことが目標である。除染をして終わるということではなくて双葉町の一次産業の農業を再生していくことがスタートになるだろうと思っている。そういったことで担い手がしっかりいるかが必ず問題になってくる。意向調査をみると、戻って農業を再開する方は少ないのが現状。双葉町に戻って農業をする方が増えてくれるのが一番ありがたいが、厳しい状況という意向調査のデータがはっきりしている。除染したが田んぼを作らないとなった場合に最後の手段として舞台ファームが田植えから稲刈り、販売まで行うという農業法人となる。戻って農業を行いたいという方がいれば町として全面的に支援していきたいが、そうではない場合は農地をお借りして代行で舞台ファームが耕作するという形になる。その時には一反区画単位の農地で行うのでは商業活動として考えた場合に適切なやり方でなくなってしまいますので、地権者の方の負担にならないような対応をして基盤整備をして農地を広げさせていただきたいと思っている。

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の除染に関しては、町の取り組みとしては現在 96%の帰還困難区域についても当然、国と交渉しながら将来的には除染をしながら住民の皆さまが帰還できるような取り組みを広げていきたいと考えている。

(町民：男性)

双葉町内で事業を再開して2年半経つが郵便物が全て加須に送られてくる。毎週その郵便物をゆうパックでいわき市にいる子どもに送っている。事業を再開した場合、郵便物の配達をスムーズに行っていただきたい。

次に特定復興再生拠点区域内で家を解体した場合、解体の時点で登記は抹消になるのか。また、解体した時の固定資産税は中野地区と同様の扱いになるのか。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

郵便については国と日本郵便とで調整を行っています。これまでの例で申し上げますと避難指示が解除されますと同時期に郵便、ゆうパックの配達は再開されますのでそういった方向になるように進めてまいりたい。

(江藤福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室長)

環境省では解体が完了した場合、資料一式を法務局に提出している。法務局で登記官が確認し職権で抹消することもある。ですが一部家屋が残っているなど様々な理由で職権では抹消できない場合もある。そうなる所有者の方から法務局に抹消登記の申請が必要になる。まずは確認していただいてなぜ登記が抹消されていないか不明な場合は環境省に問い合わせただければ法務局につなぎたいと思う。

(高橋戸籍税務課長)

避難指示が解除されると地方税法上の規定により、固定資産税の課税が再開されることになっております。ただし地方税法の規定では避難指示解除後3年間は1/2に減額して課税するといった規定になっており、固定資産税の課税の在り方については先行して避難指示解除されている自治体の取組み状況を見ながら検討したい。

(町民：男性)

中間貯蔵施設予定地内に住民票がある場合、帰還困難区域が解除されるまでは住民票をおけると聞いているが、一部でも避難指示が解除された時、引き続いて住民票をおくことができるのか。

(伊澤町長)

住民票の取り扱いということで、売ってしまえばそこに自分の家がなくなってしまうということで住民票がなくなってしまうだろうという根本的な疑問であると思うが、そのことについては協力していただいた方が双葉町に住民票をおきたいという意味があれば当分の間住民票をおくことができるという話し合いをしている。

(町民：男性)

第一原発での燃料取出しに際して事故が発生した場合、どういった対処をするか想定しているのか。

(木野内閣府廃炉・汚染水対策現地事務所参事官)

ご質問のありました燃料取出し、大きく分けて使用済み燃料の取り出し、また今後燃料デブリの取り出しというものをやっていく。使用済み燃料の取り出しはプールの中で金属製の容器に入れてそれを運ぶ。落下しないように二重に落下防止機能がついている。また落下した場合の被ばく評価も行っているし、安全装置が何重にもついていることをご理解いただきたい。デブリ取り出しの最中に再臨界が起きた場合の措置としてホウ酸水を注入できる装置もつけている。廃炉作業は安全を大前提に行っており、万が一事故が起きた場合でも電源設備、注水設備を用意しているということをご理解いただきたい。

(佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官)

万が一の事態が起きた場合については、福島県において地域防災計画、広域避難計画が策定されており、避難先等について定めている。万が一の事態が生じた場合にはこの計画などを踏まえて、人命を最優先に避難準備などに取り組むという政府の考えである。

(町民：男性)

想定内で収まればいいが、想定外のことが発生した場合はどうするのか。

(木野内閣府廃炉・汚染水対策現地事務所参事官)

万が一再臨界が起こった場合は、ホウ酸水を用意する。電源が失われても電源車なども構内に配備しているし、注水車も配備してある。あらゆる事態を想定して準備をしている。それでも想定外は発生するかもしれないが、あらゆる事故を想定して準備をしている。

(町民：女性)

双葉町で土地、住宅を所有していなかったが、住民票を置き続けることはできるのか。避難しながら双葉町にいたということの証明はどこまで続くのか。

(伊澤町長)

住民票に関しては自分が双葉町に置きたいという意思があれば継続できるという考えでいる。

(町民：男性)

住民基本台帳法の改正はしたのか。していないとすれば町長の判断で執行できるのか。

(伊澤町長)

住民基本台帳法の改正はしていない。ただ今回の場合には特例で認められると思っている。詳細は戸籍税務課長から説明させる。

(高橋戸籍税務課長)

住民基本台帳法ではなく、町で東日本大震災等に係る住民票の取り扱いに関する特例規程を設けて、皆さまが双葉町に住民票を置いておきたい意思がある限り、双葉町の避

難指示が継続されている間は住民票を置くことができるということで現在対応している。

(町民：男性)

避難指示が解除された後について特例規程は適用されないのではないか。

(高橋戸籍税務課長)

双葉町の一部地域が解除された場合ではなく、例えば山田地区に住民票がある方が地区に戻りたいというのであれば、その地区の避難指示が継続されている場合は住民票をおけるという解釈でいる。

(町民：男性)

先ほど住民生活課長からの説明では 2022 年度には全部解除されるということだったが、それと合致しないのではないか。

(高橋戸籍税務課長)

後段の説明でご理解いただきたい。

(町民：男性)

住民の皆さんの生存権、既得権に関わる重要なことなので、法の厳格な適用、解釈をしっかりとしてほしい。住民生活課長に説明を求める。

(中野住民生活課長)

私の説明で誤解があったら大変申し訳ない。令和 4 年に避難指示解除を目標としているのは特定復興再生拠点区域です。

(町民：男性)

高速道路無料化や医療費の免除等がなくなると説明があったが、なくなるのか継続されるのかはどこで確認ができるのか。

(伊澤町長)

高速道路通行料金の無料化に関しては 2 年間の延長で令和 2 年 3 月 31 日終了、医療費の一部負担金の減免についても令和 2 年 2 月 29 日までとなっている。ただし高速道路通行料金の無料化は以前まで単年で行っていましたが、今回は 2 年となった。これらについては継続されることが当たり前だと町としては判断している。その根拠として全町避難が継続している中で他の自治体とは状況が違うということで国に強く要請しているし、当然延長されるべきものだと思っている。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

先ほどの住民票の関係につきまして、住民基本台帳法は改正されておりましたが原発被災者特例法がありまして、住民票を移さなくても避難先の行政サービスが受けられる法律となっている。これ自体は避難指示解除とは直接リンクはしてはいないので、今まで避難指示が解除されたところでも扱いが継続されている状況です。

(町民：男性)

東京電力は賠償について引き続き対応すると説明があったが全くのでたらめである。電話で問い合わせても該当しませんという回答等で話が前に進まない。現在、生活費が増大しており無職の状態ではいずれ生活費がなくなる。実費として負担している金額を最低でもいただきたい。それを請求しているが対応してもらえない。行政が要請するのではなく町民との対話で質疑応答していただきたい。

(佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官)

経済産業省としては損害のある限り賠償をする方針のもと、東京電力に対してこれまで指導している。電話での対応ぶりについても聞いている。引き続き請求があった場合はしっかりお話を聞いて損害賠償の請求について適切に迅速に対応するように東京電力に指導していく。精神的損害の賠償について一定期間の避難の年月に応じてお支払いしたところ。それに加えて帰還困難区域の住民の方には移住を余儀なくされたということで賠償をお支払しているということをご理解いただきたい。電話対応についても社内で改善は図っている点についてもご理解いただきたい。

(町民：男性)

ADRの調査官から東電が拒否しているの訴えを取り下げてくださいと言われる。請求をあきらめている人も多くいる。東京電力に話をするだけではなく結果を出していただきたい。

(伊澤町長)

双葉町は被災12市町村の中で唯一全町避難が継続している。先日、原子力損害賠償紛争審査会の委員の方が町内の視察をされた。その際に、賠償については被災実態に見合った最低限の賠償では効果がないということを感じていると伝えた。当町に関しては全町避難がいまだに続いて、他の市町村と状況が違っており、賠償について避難が継続しているということは精神的な被害も続いているということで、考えを改めていただきたいということを申し上げた。また当時の原賠審の委員に被害者代表が入っていなかったのが問題だと話をさせていただいた。被害の実態が分かる人が入らないことには賠償の基本方針は生まれまいだろうと思っている。町としては粘り強く訴えつづけていくし、結果が出るまで頑張っていきたい。

(町民：男性)

行政に町民が気軽に電話ができて相談にのってくれる体制を作ってほしい。

(鈴木秘書広報課長)

ご意見として承る。

(町民：男性)

居住ができないのになぜ避難指示を解除できるのか。避難指示解除の 3 要件の中で「県市町村住民の方々との協議」とあるが以前は「十分な協議」とあったが、なぜ「十分」を除いたのか。また、今回の町政懇談会は 11 月 30 日まで実施されると思うが、河北新報に解除の可否は 12 月に判断すると 11 月 7 日の町政懇談会で説明があったと書いてあった。そうすると先ほどの十分な協議とはどうなるのか。

続いて、立ち入りの規制緩和地域の除染については進んでいると聞いている。環境省は解除される道路付近を優先的に除染すると言っている。それ以外の規制緩和地域の除染は地権者の同意が必要ということで言葉を濁している。もともと 6 年経過しても 20mSv を下がらないと判断し帰還困難区域に指定したものが、除染も何もしないままで土がかぶったり流出したりして線量が低下しているからそれでいいと捉えられるが、規制緩和地域とはどういうものか。また、町民にとっての規制緩和地域とはどういうことか、町民が中に入って何ができるのか、一時帰宅で閉鎖するものがなくなるだけなのか。また、24 時間自由に出入りできることと居住不可の違いは何か。

固定資産税については令和 2 年度中に避難指示が解除された場合という表現があるが今回解除された場合なのかあるいは解除されなければ変わるのか、また業務の用に供せないものについては復興再生拠点区域内の取扱いと同様とするとあるがどういうことか。最後に町長におたずねしたい、今日の説明を以って住民との十分な協議と済ませるのかお聞きしたい。

(伊澤町長)

3 要件の住民との協議に関しては、早ければ年内に解除の可否を判断する見通しとなったという記事で、私たちがいつ判断すると具体的なことを言ったものではない。さらに今回の説明で十分住民の皆さまに説明をしたと判断をするのかということについては、全ての町政懇談会でご説明させていただき、その後議会に報告し色々な立場の方々とも相談し総合的に判断したいと考えている。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

国としても県、町あるいは住民の皆さまと十分協議し検討してまいりたいと考えている。全ての町政懇談会に国も参加して皆さまのご意見等をお聞きして、町や審議会とも相談して考えたいと思っている。居住の自由に関しては、避難指示が解除されれば原則的には居住をすることが可能となる。一方で町の方針として帰還については特定復興再生拠点全域の解除となる令和 4 年の春頃というところで拠点全域に居住を開始すると聞いているので、私どももそれを踏まえてさまざまなことを進めていきたいと考えている。

続いて立入規制の緩和について、現在当日受付など立入り手続きの取り組みを続けているが、さらに立入りを容易にしてほしいという声もいただいている。これらを踏

まえて町とも相談の上、立入り手続きの簡略化のため立入規制緩和をするということ。また、24 時間自由に入出りできることと居住禁止についてですが、立入緩和エリアは依然として避難指示が出ている状況なので居住の禁止が出ている状態。24 時間自由に入出りできるわけですが、町内パトロールなども踏まえて、宿泊はできない。

(高橋戸籍税務課長)

固定資産税の賦課基準日は毎年1月1日です。仮に令和2年中に避難指示が解除されれば令和2年度の課税ではなく令和3年度からの課税が開始されるというのが地方税法の定めである。特定復興再生拠点区域内の取り扱いと同様とするということについては、先に避難指示解除された区域においても、固定資産税の課税については特定復興再生拠点区域の課税が開始されるまでは課税しないという方針のため、そういった記述とさせていただいた。

(町民：男性)

住民生活課長に聞きたい。説明資料の中で町民皆さんの復興再生のことについては一切書かれてない。息をしているものの復興再生計画はどうなっているのか。あとで文書で答えてほしい。町に戻れないから今後も避難生活を続ける人の復興計画、生活計画を示してほしい。この復興計画には人の部分について大幅に欠落している。また、避難解除するにあたっての条件について事故前から地域防災計画の中の原子力災害対策計画があるわけだが、本件事故においてこの計画がどの程度実行されたのか、実行されたのかされてないのか、されていないならどういうことなのか、これについても文書で答えてほしい。ここでは事故が起きた時の対処法が記載されていて私もわかっていた。その中の一番の肝は原子力災害合同対策協議会への出席ということで、防災訓練があった時に副町長が参加して状況を双葉町へ報告することになっていたが、今回においてはいまだに参加していないはず。ここに参加していないことでなぜ双葉町が避難指示解除の議論ができるのか大きな疑問で、あってはならないことだと思う。対策協議会の中で緊急事態対応方針決定会議があってそこに屋内退避・避難の決定及び解除とありますが、なぜこれが飛ばれたまま町は国がいうから避難指示解除の議論をしているようですが、本末転倒だし足元を固めてから議論していただきたい。そして賠償の問題もそうです。合同対策協議会を開いていけばもっと色々な意見が出されるのに、双葉郡の6つの町が参加していない中で議論されて欠席裁判の中で決められている。年間20mSvも同様。生活支援グループが作り話を国民に周知している。年間20mSvで合法的に避難指示解除できるのか答えてほしい。

もう一つは原子力発電所の状態です。住民生活課長は把握しているのか。調べていたらどんなことが起きているか教えてほしい。例えば今年の11月6日の原子力規制委員会の会議録の中で委員長が「今、東京電力でミスが続いているが規制事務所としてど

う感じているか率直に伺おうということで所長に来ていただいた」と始まっている。東京電力所長は「東京電力は現場に目が行き届いておらず、トラブルが多発している」と、やはり現場の状況の把握が不十分で現場管理ができていないことの顕著な例は、先週の原子力規制委員会で実施計画違反になった双葉線の設置の問題、あるいはウォーターサーバーの問題、これは東京電力が現場を見に行っていないと。規制委員会でこういう議論をしている。現在も発電所から放射能が出続けている。避難指示解除の要件は「発電所からの放射性物質の拡散が止まり」と福島県発行の防災のしおりに記載されている。避難指示解除はこれに反しているのではないか。しっかり責任を追及して町あるいは町民がこうむった損害を明確に計算して解消してもらわないとみんな内心不満だらけである。そういった町民の不満を解消してから避難指示を解除してください。

(秘書広報課長)

質問が5点ほどあったが、紙ベースでいただけるとありがたい。

(町民：男性)

しっかり出します。

(町民：男性)

避難先の市町村に国から4万円程助成していたものは現在も行っているか。

もう1つ、生活サポート補助金に関して大熊町ではこれから先の分まで支払っているが、双葉町は財政の問題で支払うことができないということで、被災している状況は大熊町と双葉町は同じなのにそういった差ができています。大熊町の場合は先の分までもらっても亡くなった場合でも返す必要はないと聞いた。私たちも80歳を過ぎている状態で、もし亡くなった場合それ以降の分はもらえないという現状。本日は国の方も来ているので大熊町と足並みをそろえるような形になるようお願いしたい。

(伊澤町長)

生活サポート補助金については誤解がある部分がありますので説明させていただきたい。この生活サポート補助金は中間貯蔵等影響緩和交付金から充当している。皆さまに生活の苦勞をさせているということで、単年度10万円で10年間かけて町として出させていただいているというもの。大熊町はこのルールとは違う方法を取り、これからの7年分については交付金からではなく、町の一般財源を取り崩して出している。交付金のルール上、双葉町はそれにしたがって行っている。なぜ双葉町はできないのかというご指摘だが、率直に申し上げると大熊町との財政力の差である。双葉町の一般財源を取り崩してしまうと、町の復興再生にも大きな影響を与えるということでそういった判断はできないと、議会にも申し上げさせていただいているところ。双葉町と大熊町の被災状況は同じくらいといわれているが、同じようにできないものもあるとご理解いただき

たい。

(宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官)

避難先自治体への国からの財政措置は現在も続いている。

(町民：男性)

先ほどの町長のお話は理解している。双葉町は財政上の問題から先の7年分を支払えないのであれば、国の方で考えて同じように住民へお金を払えるように配慮してほしい。

(伊澤町長)

今の質問に、国で答えろと言っても答えられない。中間貯蔵等影響緩和交付金ということで、交付金を個人に支給するという事は日本の交付金制度からみても前例はないと思う。生活サポート補助金は国が中間貯蔵に関して両町に対するサポートという判断があると考えている。町も年10万円ではなくもっと額を増やして短い期間で終わるように精一杯協議もしたが、現在の制度となっている。ご指摘のことについてはわかるが、今の制度の運用を変えることは難しい。

(町民：男性)

国としては持ち帰ってもらい、町民はこういう考えでいるということを理解していただきたい。

(由良原子力災害現地対策本部副本部長)

皆さまからいただいたご意見については持ち帰って議論に反映しなければいけないご意見だと思っている。議論に反映することが結果に十分つながるか今は申し上げることはできないが、賠償の話についてもできる限りの法的な整備に基づく取り組みをさせていただきたいので、ご意見をもち帰らせていただく。

(町民：男性)

先日、小泉環境大臣が双葉町に来た際に中間貯蔵施設の汚染物質について30年後に必ず引き上げるという話としているが町とどのような契約になっているのか。また汚染水がたまりっぱなしになっていることについても答えてほしい。

(由良原子力災害現地対策本部副本部長)

中間貯蔵施設の除去土壌についての取り扱いですが、法律に記載されているのは30年の貯蔵の後は県外での最終処分ということで措置を講じていくと法律上なっているところ。小泉環境大臣のご発言についてもこれに基づくものと理解している。

汚染水については、現在、小委員会でも検討を進めており、双葉町の皆さまに本当にご心配をおかけしていると思うし、この問題についてしっかり取り組みを進めていかなければならないということで現在、小委員会での議論を積極的に進めさせていただいている。

## 9 閉 会